

「丈六町対象住民説明会」（第6回）質疑要旨

日時：平成30年6月26日（火） 14:00～16:05

場所：丈六コミュニティセンター（徳島市丈六町八万免）

出席者：市民40人、徳島市8人

質疑応答の概要は、以下のとおり。

Q 1	放射能を帯びた廃棄物について、受入れの際には8,000ベクレル以下であったごみも、焼却されることで濃縮され、濃度が上がるのではないかと。
A 1	前提として、本市は放射能を帯びたごみの受入れはしません。 一般論として回答すると、8,000ベクレルを越える廃棄物は、特別な方法で処理する必要があります。
Q 2	新施設建設後、希望をすれば立ち入り検査をすることは可能か。
A 2	立ち入り検査については、安全性が担保される範囲内において可能であると考えています。また、法律に基づいた検査項目については、ホームページ等を通じて公表します。
Q 3	新施設が稼働する頃に、影響を受けるであろう50歳未満の若い住民が参加していない。その層の意見を聞くためにどのような方法を考えているのか。
A 3	若い方の意見を聞くためにも、地元と相談する際には若い方の意見に留意したいと思います。
Q 4	候補地の選定にあたり、地震や津波等検討したと思うが、どのような項目を重点項目としたのか。
A 4	一つの項目に特化するような選定は行っていません。安全・安心の視点、環境への配慮の視点、経済性の視点で項目を積み上げて総合的に評価しました。
Q 5	排ガスの目標値を設定することであるが、モニタリングは常時されるものなのか、それとも定期的にされるものなのか。
A 5	現有施設でも法で定められた項目については、常時検査は行われています。
Q 6	排ガス検査結果の公開方法はどのように考えているのか。また、どのような項目が公開されるのか。
A 6	先進施設では、施設入口に電光掲示板を設置して公開している施設もあり、新施設建設の参考になるものと考えています。公開される項目については、資料21ページにある項目が多く、水銀の項目は今年度から追加されました。
Q 7	排ガスの検査の結果、異常があった場合にはどのような対応をとるのか。
A 7	資料21ページに記載のある、自主規制値である環境保全目標値を越える排出があった場合には、操業を停止し原因の特定に努めます。
Q 8	放射性物質についてモニタリングを行うのか。

A 8	他の会場でも同様の質問があり、搬入の際に測定すればよいとの意見を伺いました。今後、地元の意見を伺いながら考えていきたいと思えます。
Q 9	なぜ今回の説明会は平日の昼間開催なのか。仕事がある者は参加できない。
A 9	今回の説明会は多家良地区内で計 7 回開催を予定しており、週末や夜間の開催もあります。ご都合の良い日に出席していただければと考えています。
Q 1 0	新施設ができた際、丈六寺前を通る収集運搬車両の通行台数は何台になるのか。
A 1 0	原則としては丈六町の対岸を通るルートで計画しています。
Q 1 1	資料 42 ページにある地元協議とは誰と行うのか。
A 1 1	本市が一方的に決めるものではないと考えています。その点につきましては地元住民と話し合っていきたいと考えています。
(意見)	批判的な質問もあるが、ごみ施設はどこかに必要なものと考えている。
Q 1 2	資料 23 ページに配置計画が示されているが、民間施設は撤退するのか。
A 1 2	民間施設の営業に影響を与えない範囲で検討しています。
Q 1 3	資料 6 ページの「社会情勢等の変化に柔軟な対応ができる施設」とはどういう施設か。伊方原発のごみが搬入されることに繋がらないのか。
A 1 3	将来の法律改正等に対応できる施設を目指すことであり、現有施設でも平成 12 年から平成 14 年の間に、ダイオキシン対策のためのプラント増設工事を行いました。原発のごみ受入れに対応するためではありません。
Q 1 4	新焼却施設が建設されると何年程度稼働することになるのか。また、現有施設は新施設稼働後どうなるのか。
A 1 4	一般にごみ焼却施設は、20 年から 25 年程度と言われていています。ただし、現有施設は適切な維持管理をすることで、東部環境事業所が 38 年、西部環境事業所が 27 年経過しています。適切に管理することで耐用年数が延伸する事も考えられます。 また、仮に新施設が稼働した際には、現有施設は閉鎖します。
Q 1 5	最近では、施設の運営方針が民間委託になるケースが多く、民間委託された場合には利益が重視され、安全性が損なわれると思われるが、どのように考えているのか。また、民間委託によって責任がとれなくなっても P F I を検討するのか。
A 1 5	P F I には色々な形がありますが、本市が P F I の導入が可能かどうかの調査は行いたいと考えています。ただし、調査を行うことが P F I の実施の決定ではありません。 仮に民間委託になったとしても、廃棄物処理法により、管内の廃棄物処理の処理責任は本市にあります。
(意見)	10 年間清掃現業部門の新規採用が行われてきていない。施設建設までの 10 年を足すと、20 年間職員が途絶えることになり、危険なことと考えている。

Q 1 6	資料 9 ページで 18 パーセントのごみ減量化を目標としているが、目標達成のための計画はどうなっているのか。3 点ほど例を挙げてほしい。
A 1 6	1 点目は人口の自然減少です。2 点目は市民の意識向上による、一人当たりのごみ発生量の減少です。3 点目はエコステーションによる資源化です。分別の徹底を図っておりますが、更なる施策の実施が必要であり、検討を行っているところです。
Q 1 7	資料 13 ページでリサイクル率を 16 パーセントから 25 パーセントの目標を掲げているが、徳島市がリサイクルに力を入れているとは思えない。具体的な方策はどのように考えているのか。
A 1 7	燃やせるごみの量を減らし、資源化の分別を徹底することでリサイクル率の向上を図りたいと考えていますが、目標数値は高く、リサイクル率向上につきましても更なる施策の検討が必要と考えています。
Q 1 8	医療廃棄物の中に放射性廃棄物が含まれていると思われるが、徳島市ではどのように処理され、どこで最終処分されているのか。
A 1 8	放射性物質については把握していません。
(意見)	部局の異なる項目であっても、ごみに関わることなら調べておいてほしい。
Q 1 9	新施設でも、排ガスの値を検査するとき、検査証明書の交付を受けると思うが、企業名や、資格者の氏名の公表は可能か。
A 1 9	現有施設でも、測定業者の計量証明付きで報告を受けており、数値のみホームページで公表しています。新施設での計量証明書の公表については検討します。
Q 2 0	プラント排水は蒸発させて大気中に放出するとのことだが、プラント排水の状態でのダイオキシン測定をすることは可能か。
A 2 0	現有施設では、大気中でのダイオキシン類の測定はしていますが、プラント排水の状態でのダイオキシン類の測定は行っていません。今後の検討とします。
Q 2 1	浄化槽の残渣も新施設で焼却することになるのか。
A 2 1	浄化槽汚泥については、現在論田町のし尿処理施設で処理していますが、新施設稼働後には、論田町のし尿処理施設で処理後の浄化槽汚泥は、新施設で焼却処理する予定です。

以 上